農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

(農業協同組合法の一部改正)

第一 条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の十五の三」を「第十一条の三十二」に、

第二節の二 共済契約に係る契約条件の変更 (第十一条の三十三 第十一条の

「第二節の二 子会社等 (第十一条の十六

第十一条の十九)」を

第二節の三 子会社等 (第十一条の四十五 第十一条の五十)

四十四)

に改める。

_

第九条中「この条」 の下に「、第十一条の四十九第一項第五号」 を加える。

第十条第一項第一号中「第十一条の十五の二第三項」を「第十一条の三十一第三項」に改め、 同条第三

項第一号中「第十一条の十五の二第一項第二号」を「第十一条の三十一第一項第二号」に改め、 同条第十

項 中 「 第十三項」 を「第十四項」 に改め、 同項第四号中「 (平成七年法律第百五号)」 を削り、 同 項 第五

号中「 第十四項」 を「第十五項」 に改め、 同条第二十五項ただし書中「第九項」を「第十項」 に改め、 同

条第二十八項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、 同条第二十九項中「第二十五項ただし書及び第

二十六項」を「第二十六項ただし書及び第二十七項」に改め、同条第三十一項中「附帯する事業」

及び第十項の事業」 を加え、 同条第二十八項の次に次の一項を加える。

組合は、 第二十六項の規定にかかわらず、 組合員の ためにする事業の遂行を妨げ ない限度 におい て

定款の定めるところにより、 組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併

せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令 で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

第十条第九項の次に次の一項を加える。

項第十号の事業を行う組合は、 組合員のために、 保険会社 (保険業法 (平成七年法律第百五号)

第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。) その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業

務 の代理又は事務の代行(農林水産省令で定めるものに限る。) の事業を行うことができる。

第十条 の二第一項中「 前条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、 「 政 令」 を「農林水産省令」

に改め、 同条第二項中「 の政令」 を「の農林水産省令」に改める。

第十一条の二第二項中「、 次節及び第九十三条」を「及び第二節の三」に改め、 同条第三項中「主務省

令」を「農林水産省令」に改める。

第十一 条の十九第二項中「第十一条の十七第二項」を「第十一条の四十六第二項」に、 前項」 とある

のは 第 十 一 条の十九第一項」 をっ 前 項 とあるのは 「第十一条の四十八第一項」と、 _ 農 林 水産省 ·令

とある の は 「主務省令」に、 _ 信用事業会社」を「特定事業会社」に改め、 以下」の下に「この条 にお

しし 7 を加え、 「第一項」とあるのは「第十一条の十九第一項」を「第一項」とあるのは「第十一条 の四

十八第 主務省令」 頂 ے に改め、 を 加 え、 又は信用事業の全部若しくは一部」と」 「前各項」 とある のは「第十一 条の十九第一項」 の下に「、「 を「前各項」 農林水産省令」 とあるのは とある 「 第 のは

十一条の四十八第一項」 に改め、 同条第三項中「第十一条の十七第二項」 を「 第十一条の四十六第二項」

に改め、 第二章第二節の二中同条を第十一条の四十八とし、 同条の次に次の二条を加える。

第十一 条の四十九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、 次に掲げる会社(第四項に

お いて「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子会社としてはならない。

一保険会社

保険業(保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。 第十二条第二項第三号ニにおいて同じ。

)を行う外国の会社

次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、 主として当該農業協同組

合連合会の行う事業又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでい るものに限る。

イ 従属業務

口 関連業務

四

新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社(当該会社の議決権を、 当該農業

協同組合連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で農林水産省令で定めるもの(次条第三項にお いて

特定子会社」という。) 以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、 同条第一項 に規

定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。)

五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占禁止法第九条第五項第一号に規定する

持株会社をいう。) で農林水産省令で定めるもの (当該持株会社になることを予定している会社を含

前項において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

従属業務 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号若しく

は第二号に掲げる会社の行う業務に従属する業務として農林水産省令で定めるもの

の

関

連業務

第十条第一項第十号の事業に付随し、

又は関連する業務として農林水産省令で定めるも

第十一条の四十五第三項の規定は、 第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合におい

て 同条第三項中「第一項」 とあるのは「第十一条の四十九第一項」と、 「子会社対象会社」 とあ るの

は

同

項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

第 項 の農業協同組合連合会は、 子会社対象会社のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲

げる会社 (従属業務 (第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この条及び次条第一項において同じ

産省令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、 又は関連業務(第二項第二号に掲げる関連業務をいう。同条第一項において同じ。 主として当該農業協)のうち農林水 同 !組合連合

会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。 以下この条において「認可対象会

社」という。)を子会社としようとするときは、 第六十五条第二項の規定により合併の認可を受ける場

合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

第十一条の四十七第五項から第八項までの規定は、 認可対象会社について準用する。 この場合におい

て、 同条第五 項 中 「 前 頂 とある のは「第十一条の四十九第四項」と、 7 第 一 項 とあっ るの は 同 <u>|</u>条第

項」と、 「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と、 同条第六項中「第四項」 とあるの は 「 第 +

条の四十九第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第七項中「第一項の」 とあるの

は 『第十一条の四十九第一項の』と、「第四項」 とあるのは「同条第四項」と、 「第一項各号」とある

のは 同条第一項各号」と、 同条第八項中「第一 項 とあるのは「第十一条の四十九第一項」と、 「 主

とあるの ば 「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第 一 項第三号又は第四項の場合において、会社が主として農業協同組合連合会の行う事業若しくはそ

の子会社の行う業務又は農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準

は、主務大臣が定める。

第十一条の五十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、 国内の会社

除く。 社 前条第一項第一号に掲げる会社、 の 総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。 以下この項において同じ。 従属業務又は関連業務を専ら営む会社及び同項第五号に掲げる会社を の議決権については、合算して、その基準議決権数 (当該国内 を超える議決権を取得し、 又は保 の会

て

は

ならな

L١

以下こ う。 る国 の場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の五十第一項」と、「特定事業会社であ 特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、 第 十 以下この条に 内 の条に 一条の四十六第二項から第七項までの規定は、 の会社の議決権をその基準議決権数」 お いて同じ。)」と、 おいて同じ。)の議決権をその基準議決権数 同条第三項中 とあるのは 第 一 前項 項 「国内の会社 の農業協同組合連合会について準用する。 とあるの 同 頃 同条第四項中「第一項」とある は に (同項に規定する国内の会社をい 第十 規定する基準議決 一条の 五十第 権 数をいう。 項 のは こ

五

|十条の二第三項」

とある

のは「第十一条の四十九第四項」と、

_

信用事業の全部又は

部

の

譲受けを

とあるのは「国内の会社」と、

第

第十一条の五十第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」

L

たとき(農林水産省令で定める場合に限る。

とあるのは「同項に規定する認可対象会社を子会社

社 としたとき」と、 条第二項 五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十一条の五十第一項」と、 とあるのは「国内の会社」と、 E お l J て読み替えて準用する第十一条の四十六第二項から前項まで」と、 「その信用事業の全部又は一部の譲受けを」とあるのは「その子会社と」と、 同条第七項中「前各項」とあるのは「第十一条の五十第一 「特定事業会社である国内 _ 第 一 -頂 とあ 項及び同 同条第 の会 るの

た 定子会社は、 は事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、 第 項の場合及び前項において準用する第十一条の四十六第二項から第七項までの場合において、 第 一 項の農業協同組合連合会の子会社に該当しな 1) も のとみなす。 特 新

は

第十一条の五十第一項」と読

み替えるものとする。

前項」 第 十 を「同条第三項中「第一項」に、 条の十八第三項中「第十一条の十六第二項」を「第十一条の四十五第三項」 「第十一条の十八第一項」を「第十一条の四十七第一項」 に _ 同条第二 |項中 に

第十項」 を「第九項」 に改め、 同条第九項を削り、 同条を第十一条の四十七とする。

読み替える」

を「、

_

農林水産省令」とあるのは

「主務省令」

と読み替える」

に改め、

同条第四項中「

第 十 条の十七第一項中「第十条第一項第三号」 の下に「若しくは第十号」を加え、 「信用事業会社

ڸۨ 信 用事業」を「特定事業会社(特定事業(前条第二項に規定する特定事業をいう。)」に、「又は信用事業」を「又は特定事業」に、 「当該信用事業会社」を「当該特定事業会社」に 以下この項において同

改め、 同条第二項中「主務省令」 を「 農林水産省令」に、 信用事業会社」 を「 特定事業会社」 に改め、

_

会社」 同条第三項中 に改め、 信用事業会社」 同項第一号中「 主務省令」を「農林水産省令」に改め、 を「特定事業会社」 に改め、 同条第四項中「信用事業会社」 同条第五項及び第六項中「信用事 を「 特定 事業

業会社」 を「特定事業会社」に改め、 同条を第十一条の四十六とする。

第十一条の十六第一 項中「第十条第一項第三号」 の下に「又は第十号」 を加え、 「以外の信 用事業」 を

を除き、

特定

事業」

に

_

又は信用事業」

を「

又は特定事業」

に改め、

同項第

一号中「信

用

事業」

を

特定事業」 に _ 主 務省令」 を「農林水産省令」 に改め、 同項第二号を次のように改め

次項第一号に掲げる農業協同組合にあつては第十条第一項第二号、第三号又は第十号の事業に、 次

項第二号に掲げる農業協 同組合にあつては同条第一項第二号又は第三号の事業に、 次項第三号に掲げ

る農業協 同 回組合に あつては同条第一項第十号の事業に、 それぞれ付随し、 又は関連する業務として農

林水産省令で定めるもの

第十一条の十六第二項中「前項」を「第一項」に、 「主務省令」を「農林水産省令」に改め、 同条第三

項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項 に規定する「特定事業」とは、 次の各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、それぞれ当該各号

に定める事業をいう。

第十条第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合 信用事業又は共済事業

第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合 (前号に掲げる農業協同組合を除く。) 信用事業

Ξ 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合(第一号に掲げる農業協同組合を除く。 共済事

業

第二章第二節の二中第十一条の十六を第十一条の四十五とし、 同節を同章第二節の三とし、 同章第二節

の次に次の一節を加える。

第二節の二 共済契約に係る契約条件の変更

第十一条の三十三 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、 その業務又は財産の状況に照らしてその共

済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、 行政庁に対し、 当該組合に係る共済契約 (変更対象

外契約を除く。)について共済金額の削減その他の契約条項の変更(以下この節において「契約条件の

変更」という。) を行う旨の申出をすることができる。

前項

の組合は、

同項の申出をする場合には、

契約条件の変更を行わなければ共済事業の継続が困難と

なる蓋然性があり、 共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理 由を、 書面

をもつて示さなければならない。

行政庁は、 第一項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

第 項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に共済事故が

発生している共済契約(当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。 しそ

の 他の政令で定める共済契約をいう。

第十一条の三十四 行政庁は、 前条第三項の規定による承認をした場合において、 共済契約者等の保護の

ため必要があると認めるときは、 当該組合に対し、 期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止そ

の他必要な措置を命ずることができる。

第十一条の三十五 契約条件の変更は、 契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金

に対応する共済契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

契約条件の変更によつて変更される共済金等の計算の基礎となる予定利率については、 共済契約者等

の保護 の見地から第十条第一 項第十号の事業を行う組合の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政

令で定める率を下回つてはならない。

第十一条の三十六 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、 契約条件の変更を行おうとするときは、

第

十一条の三十三第三項の規定による承認を得た後、 契約条件の変更につき、 総会の議決を経なければな

らない。

前項の議決には、第四十六条の規定を準用する。

第 項 の議決を行う場合には、 同項の組合は、 第四十三条の五第三項の通知において、 会議 の目的た

る事項のほか、 契約条件の変更がやむを得ない理由、 契約条件の変更の内容、 契約条件の変更後の業務

及び財産の状況の予測、 共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、 経営責任に関

する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならない。

第 項の議決を行う場合において、 契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しその他の金

銭 の支払に関する方針があるときは、 前項の通知において、その内容を示さなければならない。

前項の方針については、その内容を定款に記載しなければならない。

項の議決又はこれとともに行う第四十六条第一号、

第二号若しくは第四号に

第十一条の三十七

前条第一

掲げ る事 頭に係る議決は、 同 条 (前条第二項 気におい て準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、 出

席 **∷した組合員又は会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、** 仮にすることができる。

組合員又は会員(第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員又は同条第二項第二号若 前項の規定により仮にした議決(以下この条において「仮議決」という。)があつた場合においては

しくは第三号の規定による会員を除く。)に対し、 当該仮議決の趣旨を通知し、 当該仮議決の日から一

月以内に再度 の総会を招集 しなけ れば にならない ίÌ

前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、 当該承認のあつた時

に 当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

第十一条の三十八 第十条第一 項第十号の事業を行う組合の理事 ば 第十一条の三十六第一項 の議決を行

うべき日の二週間前から第十一条の四十四第一項の規定による公告の日まで、 契約条件の変更がやむを

得な い理由を示す書類、 契約条件の変更の内容を示す書類、 契約条件の変更後の業務及び財産の状況の

予測を示す書類、 共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、 経営 責任

に関する事項を示す書類その他の農林水産省令で定める書類並びに第十一条の三十六第四項の方針 があ

る場合にあつてはその方針 の 内容を示す書類を各事務所に 備えて置かなけ れば ならない。

組合員及び会員並びに共済契約者は、 いつでも、 理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めること

ができる。この場合においては、 理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第十一条の三十九 行政庁は、 第十一条の三十三第三項の規定による承認をした場合において、 必要があ

ると認めるときは、 共済調 査人を選任し、 共済調査人をして、 契約条件の変更の内容その他の事項 を調

査させることができる。

前項の場合においては、 行政庁は、 共済調査人が調査すべき事項及び行政庁に対して調査の結果の報

告をすべき期限を定めなければならない。

行政庁は、 共済調査人が調査を適切に行つていないと認めるときは、 共済調査人を解任することがで

きる。

民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 第六十条及び第六十一条第一項の規定は、 共済調査人

について準用する。 この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、 「行政庁」と読み替えるものと

する。

前項 に おいて準用する民事再生法第六十一条第一項に規定する費用及び報酬は、 第十一条の三十三第

三項の規定による承認に係る組合 (次条第一項及び第九十九条の七において「被調査組合」という。)

の負担とする。

第十一条の四十 共済調査人は、 被調査組合の役員及び参事その他の使用人並びにこれらの者であつた者

に対 被調査組合の業務及び財産 の状況(これらの者であつた者については、 その者が当該被調 査組

合の業務に従事してい た期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。) につき報告を求め、 又は

被調査組合の帳簿、 書類その他の物件を検査することができる。

共済調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、 公共団体その他の者に照会し、 又は協

力を求めることができる。

第十一条の四十一 共済調査人は、 その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。 共済調査人

がその職を退いた後も、同様とする。

共済調査人が法人であるときは、共済調査人の職務に従事するその役員及び職員は、 その職務上知る

ことのできた秘密を漏らしてはならない。 その役員又は職員が共済調査人の職務に従事しなくなつた後

においても、同様とする。

第十一条の四十二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、 第十一条の三十六第一項の議決があつた場

合(第十一条の三十七第三項の規定により第十一条の三十六第一項の議決があつたものとみなされる場

合を含む。)には、 遅滞なく、 当該議決に係る契約条件の変更について、 行政庁の承認を求めなければ

ならない。

行政庁は、 当該組合において共済事業の継続のために必要な措置が講じられた場合であつて、 かつ、

第十一条の三十六第一項の議決に係る契約条件の変更が当該組合の共済事業の継続のために必要なもの

であり、共済契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、 前項の承認をしては

ならない。

第十一条の四十三 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、 前条第一項の承認があつた場合には、 当 該

う。 承認があつた日から二週間以内に、 を公告するとともに、)に対し、 同項 の議決に係る契約条件 契約条件の変更に係る共済契約者(以下この条において「変更対象契約者」とい 第十一条の三十六第一項の議決に係る契約条件の変更の主要な内容 の変更の内容を、 書面をもつて、 通知 U なけ. ħ ば ならな

ц 四項 書類、 び 財産 前項 の 定 の状況 方針がある場合にあつてはその方針 経営責任に関する事項を示す書類その他の農林水産省令で定める書類並びに第十一条の三十六第 の場合に の 期 間 の予測を示す書類、 内に お 61 異議 ては、 を述べるべき旨を、 契約条件の変更がや 共済契約者等以外 の内容を示す書類を添付し、 前 項 むを得 の書面 の 債 な 日に付記. 権者に対する債 61 理 由を示す L なけ れ 書 変更対な ば 務 類、 ならな の 契約 取 扱 象契約者で異議がある者 条件 l , 11 に 関 の す 変更 る 事 後 項 の業 を 務及 示す

前項の期間は、一月を下つてはならない。

め る金額が変更対象契約者の当該金額の総額 第二 |該異議を述べた変更対象契約者の共済契約に係る債権 項 の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超え、 の十分の一 を超えるときは、 の額に相当する金額として農林水産省令で定 契約条件の変更をしてはなら かつ

ない。

第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の農林水産省令で定める金額が

同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したもの

とみなす。

第十一条の四十四 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、 契約条件の変更後、 遅滞なく、 契約条件の

変更をしたことその他の農林水産省令で定める事項を公告しなければならない。 契約条件の変更をしな

いこととなつたときも、同様とする。

前項の組合は、 契約条件の変更後三月以内に、 当該契約条件の変更に係る共済契約者に対し、

約条件の変更後の共済契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

第二章第二節中第十一条の十五の三を第十一条の三十二とする

第十一条の十五の二第四項中「(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する

方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。 以下同じ。 _ を削り、 「当該組合」を「当該農業の経

営を行うことについての同意を当該電磁的方法により得た組合」 に改め、 同条を第十一条の三十一とする。

第十一条の十四を第十一条の二十九とし、第十一条の十三を第

第十一条の十五を第十一条の三十とし、

- 18 -

当該契

十一条の二十八とする。

第十一条の十二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第十一条の八第一項」を「第十一

条の二十三第一項」に改め、同条を第十一条の二十七とする。

第十一条の十一を第十一条の二十六とし、第十一条の十を第十一条の二十五とし、第十一条の九を第十

一条の二十四とし、第十一条の八を第十一条の二十三とする。

第十一条の七中「前条」を「第十一条の十七」に、「同号の事業に」を「共済事業に」に改め、

第十一条の十九とし、同条の次に次の三条を加える。

第十一条の二十 第十条第一項第十号の事業を行う組合(農林水産省令で定める要件に該当する農業協同

組合を除く。) Ιţ 理事会 (第三十条の二第四項の組合にあつては、 経営管理委員会)にお いて共済計

理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として農林水産省令で

定めるものに関与させなければならない。

共済計理人は、 共済の数理に関して必要な知識及び経験を有する者として農林水産省令で定める要件

に該当する者でなければならない。

同条を

第十一条の二十一 共済計理人は、 毎事業年度末において、 次に掲げる事項について、 農林水産省令で定

めるところにより確認し、 その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

農林水産省令で定める共済契約に係る責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられてい

るかどうか。

二 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。

三 その他農林水産省令で定める事項

共済計理人は、 前項の意見書を理事会に提出したときは、 遅滞なく、 その写しを行政庁に提出しなけ

ればならない。

行政. 介は、 共済計理人に対し、 前項の意見書の写しについて説明を求め、 その他その職務に属する事

項について意見を求めることができる。

前三項に定めるもののほか、 第一項の意見書に関し必要な事項は、 農林水産省令で定める。

第十一条の二十二 行政庁は、 共済計理人が、 この法律又はこの法律に基づく行政庁の処分に違反したと

きは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

第十一条の六中「同号の事業」を「共済事業」に改め、 同条を第十一条の十七とし、同条の次に次の一

条を加える。

第十一条の十八 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、 農林水産省令で定める共済契約について、 当

該共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他 の財産と区別して経理するための特別 の勘

定(次項において「特別勘定」という。)を設けなければならない。

前項の組合は、農林水産省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替える

と

特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。

第十一条の五中「、 農林水産省令の定めるところにより」を削り、 「その事業の種類ごとに、 責任準備

金を計算し、これ」を「共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、 農林水産省令で定める

ところにより、 責任準備金」 に改め、 同条を第十一条の十三とし、 同条の次に次の三条を加える。

第十一条の十四 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、 毎事業年度末において、 共済金等で、 共済契

場合であつて、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、 約に基づいて支払義務が発生したものその他これに準ずるものとして農林水産省令で定めるものが 農林水産省令で定めるところ ある

により、

支払備金を積み立てなければならない。

第十一条の十五 きは、 損失が生じ得るものとして農林水産省令で定める資産(次項において「特定資産」という。 るもののうちに、農業協同組合連合会にあつてはその所有する資産のうちに、 の全部又は てはそ 農林水産省令で定めるところにより、 の所有する資産で第十一条の十七の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に 部の 第十条第一 金額 につ しし 項第十号の て積立てをしないことについて行政庁の認可を受け 事業を行う組合は、 価格変動 |準備金を積み立てなけ 毎事業年度末におい ればならない。 それぞれ価格変動に て、 た場合における当該認 農業協 同組合に ただし、 があると よる 属す あつ そ

場 よる損失並びに償還損をいう。 の変動 前項 の による利益並びに償還益をいう。 価格変動準備金は、 特定資産の売買等による損失(売買、 の額が特定資産の売買等による利益 の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合 評価換え及び外国為替相場の変動に (売買、 評価換え及び外国 為 A 替相

可を受けた金額については、

この限りでない。

を除いては、 取り崩してはならない。 ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

第十一条の十六 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、契約者割戻し(共済契約者に対し、 共済掛金

及び共済掛金として収受する金銭を運用することによつて得られる収益のうち、 共済金等の支払、 事 業

費 の支出その 他 の費用に充てられ ない もの の全部又は一部を分配することを共済規程で定めてい る場合

に お いて、 その分配をいう。 以下同じ。)を行う場合は、 公正かつ衡平な分配をするための基準として

農林水産省令で定める基準に従い、行わなければならない。

契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに関し必要な事項は、 農林水産省令

で定める。

第十一 条の 四第二項中「、 事業」 を「、 共済事業 (第十条第一項第十号の事業 (この事業に附帯す る事

業を含む。) 及び同条第十項の事業をいう。以下同じ。) 」に改め、 同条第三項中「変更」 の下に「 **(**軽

な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。 _ を加え、 同条に次の一項を加える。

農林水産省令で定める事項に係る共済規程の変更をしたときは、

遅滞なく、

その旨を

微

組合は、

前

項の

行政庁に届け出なければならない。

第十一条の四を第十一条の七とし、 同条の次に次の五条を加える。

第十一条の八 主務大臣は、 第十条第一項第十号の事業を行う組合の共済事業の健全な運営に資するため

次に掲げる額を用いて、 当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として共済金、 返戻金そ

の 他の給付金 (以下「共済金等」という。) の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その

他の基準を定めることができる。

出資の総額 利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額の合計額

共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるも

の に対応する額として農林水産省令で定めるところにより計算した額

第十一条 の九 第十条第一項第十号の事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は当該組合と共

済契約を締結した共済契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、 次に掲げる場合を除き

書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除(以下この条において「申込みの撤回等」 という。

)を行うことができる。

申込者等が、 農林水産省令で定めるところにより、 共済契約の申込みの撤回等に関する事項を記載

U た書面を交付された場合において、 その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から

起算して八日を経過したとき。

二 当該共済契約の共済期間が一年以下であるとき。

 \equiv 当該共済契約が、 法令により申込者等が加入を義務付けられているものであるとき。

兀 申込者等が組合又は共済代理店(組合の委託を受けて、 当該組合の ために共済契約の締結の代理又

当該組合の役員又は使用人でないものをいう。

以下同じ。) の事務所その他

の 農

林水産省令で定める場所において共済契約の申込みをしたとき。

は媒介を行う者で、

五 その他農林水産省令で定めるとき。

前 項第一号の場合におい て、 同項 の組合は、 同号の規定による書面の交付に代えて、 農林 水産省令で

定めるところにより、 当該申込者等の承諾を得て、 当該書面に記載すべき事項を電磁的方法 (電子情報

処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるも のを

いう。 以下同じ。 により提供することができる。 この場合において、 当該書面に記載すべき事項を当

該電磁的方法により提供した組合は、 当該書面を交付したものとみなす。

前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により第一項第一号の規定による書面

の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、 申込者等の使用に係る電子計算機に備え

られたファ 1 ルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。

共済契約 の 申 込み う の 撤 回等は、 当該共済契約の申 込 み がかかり 回等に係る書面を発した時に、 その 効 力を

生ずる。

第 項の組合は、 共済契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、 当該申込みの撤回

等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。 ただし、 同項 の規定 によ

る共済契約 の 解除 の 場合に おける当該解除 までの期間に相当する共済掛金として農林水産省令で定める

金額については、この限りでない。

第 項の組合は、 共済契約の申込みの撤回等があつた場合において、 当該共済契約に関連して金銭を

受領しているときは、 申込者等に対し、 速やかに、これを返還しなければならない。 ただし、 共済

契約 に 係る共済掛 金 の前払として受領した金銭のうち前項ただし書の農林水産省令で定める金額につい

ては、この限りでない。

共済代理店は、 共済契約につき申込みの撤回等があつた場合において、 当該共済契約に関連して金銭

を受領しているときは、申込者等に対し、 速やかに、これを返還しなければならない。

共済代理店は、 第 一 項の組合に共済契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償の支払その他 の金銭の支払

をした場合にお しし て、 当該支払に伴う損害賠償の支払その他 の金銭の支払を、 申込み の撤 回等をし た者

に対し、請求することができない。

共済契約の申込みの撤回等の当時、 既に共済金の支払の事由が生じているときは、 当該申込みの撤回

等は、 その効力を生じない。 ただし、 申込みの撤回等を行つた者が、 申込みの撤回等の当時、 既に共済

金の支払 の 事 ,由が生じたことを知つているときは、 この限りでない。

第 項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、 無効とする。

第十一条の十 第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、 共済契約の締結又は共済契約の

締結の代理若しくは媒介に関して、 次に掲げる行為をしてはならない。

共済契約者又は被共済者に対して、 虚偽のことを告げ、 又は共済契約の契約条項のうち重要な事項

を告げない行為

共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行

為

共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事実を告げるのを妨げ、 又は告げないことを勧

める行為

四 前三号に定めるもののほか、 共済契約者、 被共済者、 共済金額を受け取るべき者その他 の関係 者

以下「共済契約者等」という。)の保護に欠けるおそれがあるものとして農林水産省令で定める行為

第十一条の十一 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、 当該組合の共済代理店が当該組合のために行

う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

前 項 の規定は、 同項の組合が、 共済代理店の委託をするにつき相当の注意をし、 かつ、当該共済 代理

店が当該組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害の発生の防止

に努めた場合には、適用しない。

第 項 Ô 規定は、 同 !項の組合から共済代理店に対する求償権 の行使を妨げ ない。

民法 (明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条の規定は、 第一項の規定による損害賠償の請求

権について準用する。

第十一条の十二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、

農林水産省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全か

つ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一条の三の三を第十一条の六とする。

第十一条の三の二中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、

に改め、 同条ただし書及び各号中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、 同条を第十一条の五とする。

第十一条の三第二項中「次条、 次節、第十二条、第三十条、第五十四条の二及び第百一条において」 を

以下」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十一条の二の二を第十一条の三とする。

第十二条第二項第三号を次のように改める。

組合が主たる構成員又は出資者となつている法人(次に掲げる者を除く。

イ 前二号に掲げる者

「政令」を「農林水産省令

口 農業協同組合中央会

八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては、 当該農業協同組合連合会の子

会社である第十一条の四十七第一項第一号に掲げる銀行、 証券専門会社及び証券仲介専門会社

第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては、 当該農業協同組合連合会の子

会社である保険会社及び保険業を行う外国の会社

第二十一条第一項中「組合員」を「非出資組合の組合員」に、 「事業年度の終」を「事業年度末」 に改

め、同条に第一項として次のように加える。

出資組合の組合員は、 いつでも、 その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。 この場合に

お いって、 その 譲渡を受ける者がないときは、 組合員は、 出資組合に対し、 定款の定めるところによりそ

の持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

第二十一条に次の一項を加える。

第一 項の規定により出資組合が組合員の持分を譲り受ける場合には、 第十四条第一項及び第二項の規

定は適用しない。

第二十三条第一項中「組合員は、」の下に「前条第一項の規定により」を加え、 「払戻」を「払戻し」

に改め、 同条第二項中「事業年度の終」を「事業年度末」に改める。

第二十四条中「あたり」 を「当たり」に、 「以て」を「もつて」に改め、 「により、」 の下に「第二十

一条第 項 の規定により」 を加え、 払込 を「払込み」 に改める。

脱退した」を「第二十二条第一項の規定により脱退した」

に

_

払戻」を「払戻し」

に

改める。

第二十六条中「

第二十七条第一項中「組合員は」の下に「、事業を休止したとき、 事業の一部を廃止したとき、 その他

特にやむを得ない事由があると認められるときは」を加える。

第二十八条第 項第九号中「 準備金」 を「利益準備 金 に改める。

第三十条第十二項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、 同項第一号中「政令で定め

る規模」を「その行う信用事業又は共済事業の規模が農林水産省令で定める基準」に改め、 同条第十三項

中「第十条第一 項第三号」の下に「又は第十号」 を加え、 政令で定める規模」を「その行う信用事業又

は共済事業の規模が農林水産省令で定める基準」に改める。

第三十四条中「 (明治二十九年法律第八十九号) 」を削る。

第三十六条第六項中「子会社(」を「子会社等(」に、「第九十三条第三項」を「第九十三条第二項」

に、「子会社ヲ」を「子会社等ヲ」に改める。

第三十七条第一項中「第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合」 を「組合 (第十条第 一項第三号

又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会その他の農林水産省令で定める組合を除く。)」に、 主務

省令」を「農林水産省令」に改める。

第三十七条の二第一項中「農業協同組合中央会」を「全国農業協同組合中央会」に、 「「中央会」

全国中央会」 に改め、 同条第二項から第四項まで、 第六項、 第七項及び第八項第一号中「中央会」を「

全国中央会」 に改め、 同条第十項中「中央会」を「監査を行う全国中央会」に、 「子会社(」 を「子会社

等(」に、「第九十三条第三項」を「第九十三条第二項」に、「子会社ヲ」を「子会社等ヲ」に改め、 同

条第十二項中「中央会」を「全国中央会」に改める。

第三十九条第二項中「第二百五十八条第一項」 の下に「並二農業協同組合法第四十条第一項」 を加え、

子会社(」を「子会社等(」に、 「第九十三条第三項」を「第九十三条第二項」に、 「子会社ヲ」を「

を「

子会社等ヲ」に改める。

第四十条第一項中「仮理事」の下に「若しくは仮監事」 を加える。

第四十二条中「又は会計主任」を「、 会計主任又は共済計理人」 に改める。

第四十三条の三第三項中「当該組合員」 を「当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法によ

り提供した組合員」に改める。

第四十四条第五項中「変更で当該共済規程の変更に係る第十条第一項第十号の事業が、 その変更の前後

を通じ、 当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を他の組合の共済に付することを条件として実

施されるものである」 を「変更のうち、 軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係る」に、 _ 政

令の」を「政令で」に改める。

第四十六条第四号中「第五十条の三第一項」を「第五十条の四第一項」に改める。

第五十条の二中第六項を削り、第三項の次に次の二項を加える。

第 一 項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、 前二条の規定を

準用する。

第 項及び第二項に規定する信用事業の全部の譲渡又は譲受けを行う組合が、 前項において準用する

第四十九条第二項の規定による公告を、 官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関 する

事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、 同項の規定にかかわらず、 当該組合による各別 の催

告は、することを要しない。

第五十条の四を第五十条の五とする。

第五十条の三第一項中「 (同号の事業 (この事業に附帯する事業を含む。) をいう。以下同じ。) 」を

削り、 同条第四項中「又は一部」 を削り、 「ついては、 を「ついては第四十九条、 第五十条及び第五十

条の二 第五項の 規定を、 第一 項に規定する共済事業の一 部の譲渡につい ては に改め、 同 条第五項中 前

条第七項」 を「 第五十条の二第八項」 に改め、 同条を第五十条の四とし、 第五十条の二の次に次の一 条を

加える。

第五十条の三 第十条第一項第三号の事業を行う組合が同号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は

部 の譲受けを行う場合において、 その対価が最終の貸借対照表により当該組合に現存する純資産 の額

貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。 第五十二条第一項において同じ。

の二十分の一を超えないときは、 前条第二項の規定にかかわらず、 同項の総会の議決を要しない。

前項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は 一部の譲受けを行

う場合における前条第四項において準用する第四十九条第一項の規定の適用については、 同項中「 議決

の 日 」 とある のは、 _ 理事 会 (第三十条の二第四項 の組合にあつては、 経営管理委員会) の)議決 の 日

とする。

第 一 項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを

行う場合については、 商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。 この場合において、 同項 中

第二百四十五条第一 項 とあるのは、 ٦ 農業協同組合法第五十条の二第二項」 と読み替えるものとする。

第 項に規定する組合の総組合員 (准組合員を除く。 の六分の一以上の組合員 (准組合員を除

が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以

内に当該組合に対し書面をもつて信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行つたときは

第 項に定める手続による信用事業の全部又は 一部の 譲受けを行うことはできない。

第五十一条第一項及び第二項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」 を加える。

第五十二条第一項中「(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項に

おいて同じ。)」を削る。

第五十二条の三中「第十一条の三、第十一条の三の三、第十一条の五から第十一条の七まで及び第五十

条の四」 を「 第十一条の四、 第十一条の六、 第十一条の十三から第十一条の十九まで及び第五十条の五」

に改める。

第五十四条第二項を次のように改める。

出資組合は、 次に掲げる場合には、 前項の規定にかかわらず、 当該組合員の持分を取得することがで

きる。

第二十一条第一 項の規定により組合員の持分を譲り受けたとき。

全国の区域を地区とする農業協同組合連合会がその会員たる農業協同組合連合会と合併したとき。

第五十四条第三項中「全国連合会」を「出資組合」に、「その会員」を「組合員」に改める。

第五十四条の二第一 項中「第十条第一項第三号の事業を行う」を削り、 同条第二項中「 前項 စ် を削り

主務省令」 を「農林水産省令」に改め、 「 以 下」 の下に「この項、 次条、 第九十四条の二及び第九十

八条第六項において」 を加え、 同項」 を「前項」 に改め、 同条第三項中「主務省令」を「農林水産省令

」に改める。

第五十四条の三第一 項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、 主務省令」を「 農林

水産省令」 に改 め、 信 用事 業 の下に「 又は共済事業」 を加え、 同条第二項及び第三項中「 主務省 ·令

を 農 林 水産省令」 に改め、 同条第四項中「 貯金者その他の信用事業」 を「信用事業又は共済事業」 に改

める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二 合併によつて消滅する出資組合の総組合員 (准組合員を除く。 以下この項及び第五項に

お いて同じ。 の数が合併後存続する出資組合の 総組合員 の数の二十分の一を超えない 場合であつて、

かつ、 合併によつて消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出

資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の二十分の一を超えない場合における合併後存 続す

る出資組合の合併については、 前条第一 項の規定にかかわらず、 同項の規定による総会の議決を要しな

ſΪ

前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する出資組合は、その旨及び政令で定

める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

合併後存続する出資組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、

商

法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。 この場合におい ζ 同項中「 第四百八条第一 項 ノ 承

とあるのは、 農業協同組合法第六十五条第一項ノ議決」 と読 み替えるものとする。

合併後存続する出資組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における前条第

四項において準用する第四十九条第一項の規定の適用については、 同項中「出資一口の金額 の減少を議

決したときは、 その議決の日」とあるのは、 「合併契約書を作成した日」とする。

後存続する出資組合の総組合員の六分の一以上の組合員 (准組合員を除く。 が第三項にお いて

準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し

書面をもつて合併に反対の意思の通知を行つたときは、 第一項に定める手続による合併を行うことはで

きない。

第七十二条の二の二中「並びに第四百二十六条」を「、 第四百二十六条並びに第四百二十九条」 に改め

第七十三条第一項中「及び第二十一条」を「、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条」に改め

場合のほか」と」の下に「、第二十一条第二項中「非出資組合」とあるのは「農事組合法人」と、 第

|十三条第一項中「前条第一項の規定により脱退した」とあり、 並びに第二十四条及び第二十六条中 -第

二十二条第一項の規定により脱退した」とあるのは「脱退した」と」を加え、同条第二項中「第十条第一

項第三号」の下に「又は第十号」を加える。

第七十三条の二十三第一項中「全国中央会は」の下に「、前条第一項各号の事業のほか」 を加え、 「 行

うことができる」を「行う」に改め、 同条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二十三の二(全国中央会は、第七十三条の二十二第一項第一号の事業に関する中央会相互間

の連携の推進に資するため、当該事業に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるも

のとする。

基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

中央会が行う組合の組織、 事業及び経営の指導に関する基本的方向

二 中央会が行う組合の組織、事業及び経営の指導の実施方法

 \equiv その他中央会が組合の組織、 事業及び経営の指導を行うために必要な事項

全国中央会は、 基本方針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを公表しなければなら

ない。

都道府県中央会は、 基本方針に即して、 第七十三条の二十二第一項第一号の事業を行うものとする。

第七十三条の二十四中「前条第一項」を「第七十三条の二十三第一項」に改める。

第七十三条の二十七第一項中「前条第一項の承認を受けた中央会」を「全国中央会」に、 「及び全国中

央会にあつては主務大臣、 都道府県中央会にあつてはその地区を管轄する都道府県知事」を「、 当 該 組合

都 道 府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会を

除く。)の地区を管轄する都道府県知事及び主務大臣」に改め、 同条第三項から第六項までの規定中「中

央会」を「全国中央会」に改める。

第七十三条の二十九第二項及び第五項中「第二十一条及び」を「第二十一条第二項及び第三項並びに」

に改める。

第七十三条の四十一第二項第一号を次のように改める。

定款の定めるところにより、第七十三条の三十の規定により選挙権を有する正会員が選挙した者

第七十三条の四十一第三項を削る。

第七十三条の四十三第一項中「事項」 の下に「(都道府県中央会にあつては、 第五号に掲げる事項を除

)」を加え、 第六号を第七号とし、 第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 基本方針の設定及び変更

第九十三条第二項中「子会社」の下に「その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者(次項、

次条、 第九十九条の四及び第九十九条の六第三号において「子会社等」という。) 又は共済代理店」 を加

え、 同条第五項中「子会社 (第三項に規定する子会社をいう。 次条及び第百条において同じ。

会社等又は共済代理店」に、「第二項」を「前項」に改め、 同条第三項及び第四項を削る。

第九十四条第五項中「子会社」を「子会社等又は共済代理店」に改め、 同条第六項中「前条第五項」 を

前条第三項」に、 「子会社」を「子会社等又は共済代理店」に改める。

第九十四条の二第一項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」 を、 「信用事業」 の下に「又は

共済事業」を加え、 同条第二項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を加え、 同条第四項中「

第一項又は第二項」を「前二項」に改め、 同項の次に次の一項を加える。

第一 項又は第二項の規定による共済事業の健全な運営を確保するための当該共済事業に関する命令(

改善計 画 の提出を求めることを含む。) であつて、 組合の共済金等の支払能力の充実 の状況によつて必

要があると認めるときにするものは、 農林水産省令で定める組合の共済金等の支払能力の充実の状況に

係る区分に応じ、それぞれ農林水産省令で定めるものでなければならない。

第九十四条の二第三項を削る。

第九十五条第三項中「 第十一 条の四第一 項 第十一条の八第一項、 第十一条の十四第一項又は第十一条

の十五の三第一 頂 を「 第十一条の七第一項、 第十一条の二十三第一項、第十一条の二十九第一項又は第

十一条の三十二第一項」に改める。

第九十七条の二第一 項中「認可又は承認 (次項において「認可等」という。) 」を「認可等」 に改め、

同条を第九十七条の四とする。

第九十七条の次に次の二条を加える。

第九十七条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、 農林水産省令で定めるところにより、

その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十条第一項第十号の事業を行う組合が共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したと

第十条第一項第十号の事業を行う組合が共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

き。

第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が子会社対象会社(第十一条の四十五第

項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第五号において同じ。) を子会社としようとすると

き(第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定による認可を受けて信用事業の全部若しくは一

部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。 第六号において同じ。

四 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子

会社でなくなつたとき(第五十条の二第三項の規定による認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲

渡をした場合を除く。第七号において同じ。)。

五 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子

会社対象会社に該当しない子会社となつたとき。

六 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第十一条の四十七第一項第三号又は第四号

に掲げる会社 (認可対象会社 (同条第四項に規定する認可対象会社をいう。第八号において同じ。)

を除く。)を子会社としようとするとき。

七 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象

会社に該当しない子会社となつたとき。

九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が第十一条の四十九第一項第三号又は第四号

に掲げる会社 (認可対象会社 (同条第四項に規定する認可対象会社をいう。第十一号において同じ。

)を除く。)を子会社としようとするとき(第六十五条第二項の規定による認可を受けて合併をしよ

うとする場合を除く。)。

+ 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

+ 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対

象会社に該当しない子会社となつたとき。

その他農林水産省令(信用事業に関するものについては、 主務省令)で定める場合に該当すると

き。

第九十七条の三 この法律に定めるもののほか、 この法律の規定による認可又は承認 (次条におい て 認

可等」という。)に関する申請の手続、 書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は

農林水産省令(信用事業に関するものについては、主務省令)で定める。

第九十八条第一項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」を、 「信用事業」の下に「又は共済

事業」 を加え、 同条第二項ただし書中「第十一条の三第一項」を「第十一条の四第一項」 に改め、 同条第

八 項 ただし書中 「第九十四条の二第四項」 を「第九十四条の二第三項及び第九十七条の二第十二号」 に改

め、 主務省令」の下に「(同号に規定する主務省令にあつては、金融破綻処理制度及び金融危機管理に

係るものに限る。)」を加える。

第九十八条の三に後段として次のように加える。

第九十七条の二の規定による届出(同条第十二号に係るもののうち、 農林水産省令・内閣府令・ 財務

省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

第九十九条第一項中「第十条第一項第三号」の下に「又は第十号」 を加える。

第九十九条の二を次のように改める。

第九十九条の二 第五十四条の二第一項若しくは第二項の規定による業務報告書の提出をせず、 又は 業務

報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽 の記載をして業務報告書の提出をした者は、 五十万

円以下の罰金(第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に係る業務報告書にあつては、 年以

下の懲役又は三百万円以下の罰金)に処する。

第九十九条の二の次に次の五条を加える。

第九十九条の三 第五十四条 の三第一 項若しくは第二項の規定に違反して、 これらの規定による説明 書類

を公衆の縦覧に供せず、又は説明書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の

縦覧に供した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十九条の 四 第九十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、 若しくは虚偽 の報告若しくは

資料の提出をし、 又は第九十四条の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避した者は、 五十万円以

下の罰金(第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店

に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)に処す

ಠ್ಠ

第九十九条の五 第十一条の十の規定に違反して同条第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、

以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の六

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人又は人

の業務に関し、 次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、 その法 人に

対して当該各号に定める罰金刑を、 その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第九十九条の二 五十万円以下の罰金刑(第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつ

ては、二億円以下の罰金刑)

二 第九十九条の三 二億円以下の罰金刑

 \equiv 第九十九条の四 五十万円以下の罰金刑(第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若

しくはその子会社等又は共済代理店にあつては、 二億円以下の罰金刑)

四 前条 百万円以下の罰金刑

第九十九条の七 被調査組合の役員若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十一条の

四十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を拒み、 妨

げ、 若しくは忌避したときは、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条を次のように改める。

第百条 第十一条の四十一の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百一条第一項第二号中「第十一条の三の三」を「第十一条の六」 に改め、 同項第二号の二中「第十一

条第四項」の下に「、 第十一条の七第四項」 を加え、 「又は第七十三条の三十三第三項」を「、 第七十三

条の三十三第三項又は第九十七条の二」 に改め、 同項第二号の三から第二号の九までを次のように改める。

二の三 第十一条の七第一項、第十一条の十三から第十一条の十五まで又は第十一条の十七から第十一

条の十九までの規定に違反したとき。

二の四 第十一条の二十第一 項の規定に違反して、 共済計理人の選任手続をせず、 又は同条第二項の農

林水産省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

<u>二</u>の 五 第十一条の二十二、第十一条の三十四又は第九十四条の二第一項若しくは第二項の規定による

命令(改善計画の提出を求めることを含む。)に違反したとき。

二の六 第十一条の二十三第一項の規定に違反したとき。

二の七(第十一条の二十九第一項の規定に違反したとき。

二の八 第十一条の三十二第一項の規定に違反したとき。

二の九

第十一条の三十七第二項、第十一条の四十三第一項、第十一条の四十四第二項又は第四十八条

の二第一項の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

第百一条第一項第二号の十一中「第十一条の十八第四項」を「第十一条の四十七第四項」 に改め、 同号

を同項第二号の二十とし、同号の次に次の二号を加える。

二の二十一 第十一条の四十九第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子

会社としたとき。

二の二十二 第十一条の四十九第四項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象

会社を子会社としたとき又は同条第五項において準用する第十一条の四十七第六項において準用する

同条第四項の規定による行政庁の認可を受けないで第十一条の四十九第一項各号に掲げる会社を当該

各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社と

したとき。

第百一条第 項第二号の十中「第十一条の十七第三項」を「第十一条の四十六第三項」に、 「 第 十 --条

の十九第二項」 を「第十一条の四十八第二項及び第十一条の五十第二項」に改め、 同号を同項第二号の十

八とし、同号の次に次の一号を加える。

二の十九 第十一条の四十七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会

社としたとき。

第百一条第一項第二号の九の次に次の八号を加える。

二 の 十 第十一条の三十七第二項の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

二 の 十 一 第十一条の三十八第一項、第三十五条第一項若しくは第二項(これらの規定を第七十二条の

二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。)、第三十六条第

六項 (第七十二条の二の二において準用する場合を含む。) 若しくは第八項 (第三十七条の二第十二

項の規定により読み替えて適用する場合及び第七十二条の二の二において準用する場合を含む。)、

第三十七条の二第五項若しくは第八項又は第七十二条の十二の二第一項(第七十三条の三十七におい

て準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、又はその書類に記載すべき事項を

記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二の十二 正当な理由がないのに第十一条の三十八第二項、第三十五条第四項 (第七十二条の二の二、

第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。)、第三十六条第九項(第

三十七条の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合及び第七十二条の二の二において準用す

る場合を含む。) 又は第七十二条の十二の二第二項 (第七十三条の三十七において準用する場合を含

む。)の規定による閲覧又は謄写を拒んだとき。

二の十三 第十一条の四十三第一項、第十一条の四十四第一項、第七十二条の二の二において準用する

商法第百二十四条第三項若しくは同法第四百二十一条第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三

条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する

公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二の十四 第十一条の四十三第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

二の十五 第十一条の四十三第三項の規定に違反したとき。

二の十六 第十一条の四十五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の第十一 一条の

四十六第一項に規定する特定事業会社を子会社としたとき。

二の十七

五十第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の四十八第一項又は第十一条の五十第一 項の

第十一条の四十六第一項若しくは第二項ただし書(第十一条の四十八第二項及び第十一

条の

規定に違反したとき。

第百一 条第一 項第六号の二及び第七号を削り、 同項第七号の二を同項第七号とし、 同項第七号の三を同

項第七号の二とし、同項第七号の四中「第五十条の四」 を「第五十条の五」 に改め、 同号を同項第七号の

同項第八号の三を削り、同項第九号中「第五十条の二第六項、第五十条の三第四項」を「第五十

条の二第四項、 第五十条の四第四項」 に改め、 同項第九号の二中「第五十条の二第七項 (第五十条の三第

五項」 を「第五十条の二第八項 (第五十条の四第五項」に改め、 同号の次に次の一号を加える。

九の三 第五十条の三第三項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項又は第六十五条の二第三

項において準用する同法第四百十三条ノ三第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠

IJ 又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

第 百 一条第一項第十三号を次のように改める。

十 三 削除

第 百 一条第一項第十七号を次のように改める。

十七 第七十三条の二十三の二第三項の規定に違反して基本方針を公表しなかつたとき。

八第四項」を「第十一条の四十七第四項」に改め、 「含む。)」の下に「又は第十一条の四十九第四項

第百一条第一項第十八号中「第九十七条の二第一項」を「第九十七条の四第一項」に、「第十一条の十

同条第五項におい て読み替えて準用する第十一条の四十七第六項において準用する場合を含む。 を 加

え、 同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

共済調査人が、第十一条の三十九第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、 前項と同様

とする。

農業信用保証保険法の一部改正)

第二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

「第五節 管理 (第二十九条 第四十八条)

目次中「第五節 管理 (第二十九条 第四十八条)」を

第五節の二 合併及び事業の譲渡又は譲受け

に改める。

(第四十八条の二 第四十八条の九)」

第四条中「都道府県の区域」の下に「(特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その承認

に係る二以上の都道府県の区域)」を加える。

第八条第二号中「保証をしたこととなる債務」 を「保証債務 (以下「特定債務」 という。)」 に改め、

同条第三号中「第三条第一項の認定を受けた者」 の下に「(次項におい て「認定農業者」と総称する。

であつてその区域内に住所を有するもの」を加え、 同条に次の一項を加える。

2 基金協会は、 特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その区域外に住所を有する認定農

業者に対し前項第三号に規定する資金の貸付けを行う融資機関に対して同号に掲げる業務を行うことが

できる。

第八条の次に次の一条を加える。

(経営の健全性の確保)

第八条の二 主務大臣は、 基金協会の業務の健全な運営に資するため、 基金協会がその経営の健全性を判

断するための基準として基金協会が保証をした金額 の総額・ に照らしその保証債務の弁済能力の充実 の状

況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

第九条の二第一項中「第八条第二号」を「第八条第一項第二号」に改める。

第九条 の三第一項中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」 に改め、 同条第二項中「第八条第三号

を「 第八条第 一項第三号」に、 _ 同項」 を「前項」 に改める。

第十条第一 項及び第二項中「 第八条第一号」を「第 八条第一項第一号」 に改める。

第十一条第三号中「第八条第一号二」を「第八条第一項第一号二」 に 「同条第二号」を「同項第二号

ᆫ に改め、同条第四号中「第八条第三号」を「第八条第一項第三号」に改める。

第二十条第一 項中「事業年度の終り」 を「事業年度末」 に、「一に」 を「いずれかに」 に改め、 同項第

四号中「以下」

の下に「この条及び第四十一条において」

を加える。

第二十六条中「一に」を「いずれにも」に、 「行なわれ」を「行われ」 に改め、 同条第三号中「区域を

同じくする」を「区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする」 に改める。

第三十条第五号中「 第八条第二号」を「 第八条第一項第二号」 に改め、 同条第十二号中「第八条第三号

」を「第八条第一項第三号」に改める。

第三十三条第二項本文中「 理事」 を「 役 員 」 に改め、 同項ただし書中「 理事の」 を「 理事にあつては」

に、「こえて」を「超えて」に改める。

第四十一条第三項中「次条において」を削る。

第四十二条第 一 項 中 週 間 前 を 「五週間 前 に改め、 _ 監 事」 の下に「及び公認会計士又は監 査法

を加え、 同条第三項中「 を添附. Ü なければ」 を「及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添 付し

なけ れば」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一項を加える。

3 については、 公認会計士又は監査法人は、 会計に関する部分に限る。 第 一 項の書類を受領した日から四週間以内に、 次項において同じ。 を監事及び理事に提出しなければならな 監査報告書 (事業報告書

ι'n

第四十七条第二号中「解散」 の下に「又は合併」を加え、 同条に次の一号を加える。

四 事業の全部の譲渡

第二章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 合併及び事業の譲渡又は譲受け

(合併の手続)

第四十八条の二 基金協会が合併しようとするときは、 総会で合併を議決しなければならない。

2 合併は、 主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十六条の規定は、 前項の認 可の申請があつた場合について準用する。

第四十八条の三 基金協会は、 合併の議決をしたときは、 その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸

借対照表を作成しなければならない。

2 基金協会は、 前項 の期間内に、 債権者に対して、 異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を

公告し、 かつ、 知れている債権者には、 各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

4 合併を行う基金協会が、 第二項の規定による公告を、 官報のほか、 公告をする方法として定款に定め

た時 事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、 同項の規定にかかわらず、 基金

協会による各別の催告は、することを要しない。

第四十 八 、 条 の 兀 債 権者が前条第二項の一定 の期間]内に異議を述べなかつたときは、 基金協会の合併を承

認したものとみなす。

2 債 権 者が異議を述べたときは、 基金協会は、 当該債務につき、弁済し、若しくは相当の担保を提供し

又は その債 権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関 に 相

当の 財 産を信託 L な ければならな ίį ただし、 合併をしてもその債権者を害するおそれがな いときは

この限りでない。

新設合併の手続)

第四十八条の五 合併によつて基金協会を設立するには、 各基金協会の総会で会員 (地方公共団体にあつ

てはその長又はその 補 助機関 である職員、 その 他 の法人にあつてはその代表者)のうちから選任し た設

立委員が共同して定款及び業務方法書を作成し、 役員の選任又は委嘱をし、 その他設立に必要な行 為を

しなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任については、第四十七条の規定を準用する。

3 第一 項の規定による役員の選任又は委嘱については、 第三十三条第一項及び第二項の規定を準用する。

(合併の時期)

第四十八条の六 基金協会の合併は、 合併後存続する基金協会又は合併によつて成立する基金協会がその

主たる事務所の所在地でその登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第四十八条の七 合併後存続する基金協会又は合併によつて成立した基金協会は、 合併によつて消滅 した

基金協会の 権利義務 (当該基金協会がその行う事業に関し、 行政庁の許可、 認可その他の処分に基づい

て有する権利義務を含む。)を承継する。

(商法等の準用)

第四十八条の八 基金協会の合併については、 商法 (明治三十二年法律第四十八号)第四百十五条 (合併

無効の訴え)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ八(債務の負担部分の

決定) の規定を準用する。

(事業の譲渡又は譲受けの手続

第四十八条の九 基金協会は、 総会 の 議決を経て、 事業の全部を譲り渡すこと (事業の全部を分割して二

以上の者に譲り渡すことを含む。) ができる。

2

基金協会は、 総会の議決を経て、 他の基金協会の事業の全部又は一部(第八条第一項第三号に掲げる

業務に係るものに限る。)を譲り受けることができる。

3

前二項に規定する事業の譲渡又は譲受けは、

4

第二十六条

主務大臣の認可を受けなければ、

その効力を生じな

ίį

て前項の

認

可の

申

·請 が

(第三号を除く。)の規定は第二項に規定する事業の譲受けについ

あつた場合について、 第四十九条第三項の規定は第一項に規定する事業の譲渡につい て 前 で 項 の認可 の申

請があつた場合について、それぞれ準用する。

5 基金協会は、 事業の全部を譲渡したときは、 遅滞なく、 その旨を公告しなければならない。

6 前 項 の規定による公告がされたときは、 基金協会の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による

確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。 この場合においては、 その公告の日付をもつて

確定日付とする。

7 第 一 項に規定する事業の譲渡については、 第四十八条の三及び第四十八条の四の規定を準用する。

第四十九条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 合併

第四十九条第一項中第三号を第四号とし、 第二号の次に次の一号を加える。

三 事業の全部の譲渡

第五十条本文中「ときは、」の下に「合併及び」を加える。

第五十四条中「 (明治三十一年法律第十四号) 」を削る。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(主務大臣の監督上の命令)

第五十六条の二 主務大臣は、 基金協会の業務又は財産の状況に照らして、 当該基金協会の業務の健全か

つ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、 当該基金協会に対し、 措置をとるべき事項及

び期間を定めて、 当該基金協会の健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、 若しくは提出さ

れた改善計画の変更を命じ、 又はその必要の限度において、 期間を定めて業務の停止を命じ、 若しくは

財産 の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前 項 の規定による命令(改善計画 の提出を求めることを含む。)であつて、 基金協会の保証債務 の弁

保証

済 能 力 の 充実 の状況によつて必要があると認めるときにするものは、 主務省令で定める基 金協 会 の

債 務 の 弁済能 力の充実の状況に係る区分に応じ、 それぞれ主務省令で定めるものでなければ ならな

ιį

第五十七条第一 項中「前条」を「第五十六条」に、 「行なつた」を「行つた」 に改める。

第五十九条第 一項中「、基金協会」 の下に「又は譲受者(以下「基金協会等」という。 _ を加え、

そ o 基 金 協会」 を _ そ の基金協会等」 に改め、 _ に係る る債務の の保証」 の下に「 (譲受者にあつては、 その

者に対 第八条第一項 第一号及び第二号に掲げ る業務に係る事業 (以 下 保証 事業」 という。 の 全 部を

譲 じり渡. した基金協会の区域であつた区域 (以下「特定区域」という。) 内に住所を有する農業者等が当該

農業近代化資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務について行うものに限る。

を 加え、 「第八条第二号に掲げる債務」 をっ 特定債務」 に 「限る。 を を「 限 וֹיֻ かつ、 譲受者にあ

つては特定区域内に住所を有する農業者等の借入れに係るものに限る。 を ビ 農業協同組合の負担

行うも 会」を「基金協会等」に改め、 する同号の保証債務(以下単に「保証債務」という。 有する農業者等が当該農業近代化資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債 のに限る。 _ を加え、 「に係る債務の保証」の下に「(譲受者にあつては、特定区域内に住所を 第八条第二号に掲げ)」を「特定債務」に改め、 る債務」 を「 特定債 務」 に 同条第二項中「基金協 限る。 務につ を」 を 11 限

IJ 保証債務」を「特定債務」に改め、 かつ、 譲受者にあつては特定区域 同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「基金協会」 内に住所を有する農業者等の借入れ に係るものに限る。 を に

を「基金協会等」 に _ 保証 債務」 を「特定債務」 に改め、 同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次

の三項を加える。

3 て、 前二 その者が行う農業近代化資金等に係る債務の保証及び特定債務の保証の事業が主務省令で定める要 項 တ် 譲受者」 とは、 基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者(基金協会を除く。) であつ

件に適合するものであるものをいう。

4 て保険契約を締結しようとするときは、 信 用基金は、 第一 項又は 第二項の規定により前項の譲受者(以下「譲受者」という。 主務大臣の認可を受けなければならない。 を相手方とし

5 主務大臣は、 前項の認可に係る譲受者の第三項に規定する事業が健全に行われ、 農業の生産性の向上

と農業経営の改善に資することを確保するため必要があると認めるときは、その者に対し、 当該事業に

関し報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

第六十一条中 基 金協会」 を 「基金協会等」 ビ 保証 債 務」 を 「特定債務」 に改める。

第六十三条及び第六十四条第一項中 基金協会」 を「基金協会等」 に改 がめる。

第六十五条中「基金協会」を「基金協会等」に、 「又は第五十九条第一項」を「若しくは第五十九条第

違反したとき」の下に「又は譲受者の同条第三項に規定する事業が同項に規定する主務

省令で定める要件に適合しなくなつたとき」 を加え、 同条に次の一 項を加える。

項」に改め、

2 主 一務大臣は、 譲受者の第五十九条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適

合しなくなつたときは、 信用基金に対し、 前項に規定する措置をとるべき旨を命ずることができる。

第六十六条第一項第一号中「基金協会」 を「基金協会等」 に改め、 同条第二項中「基金協会」を「基金

協会等」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第七十一条中「第六十五条の」 を「第六十五条第一項の」 に 「第六十五条中」 を「同項中」 に 同

条第一項」を「違反したとき又は譲受者の同条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める

要件に適合しなくなつたときは、同条第一項」に、 「同項」を「違反したときは、 同項」に改める。

第七十二条第一項ただし書中「第五十九条第一項及び」を「第五十九条第一項、 第四項及び第五項、 第

六十五条第二項並びに」 に改め、 同条第三項に次のただし書を加える。

第七十四条第九号の次に次の一号を加える。

ただし、

第五十九条第三項にあつては、

農林水産省令・財務省令とする。

九の二 第四十八条の三又は第四十八条の四第二項 (これらの規定を第四十八条の九第七項において準

用する場合を含む。)の規定に違反して合併又は事業の譲渡を行つたとき。

第七十四条に次の一号を加える。

十五 第五十六条の二第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項の規定による命令に違

反したとき。

第七十四条の次に次の一条を加える。

第七十四条の二 第五十九条第五項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下

の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一 条 この法律は、 平成十七年四月一 日から施行する。 ただし、 附則第二十四条及び附則第二十七条の規

定は、公布の日から施行する。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」という。)第十一条の五の規定は

農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「組合」という。)がこの法律の施行の日(以下「 施 行日

という。 以後にする取引又は行為について適用し、 当該組合が施行日前にした取引又は行為につ 11

は、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に新農協法第十一条の七第三項の農林水産省令で定める事項に係る共済規程 の変

更について行われた第 条の規定による改正前の農業協同組合法(以下「 旧農協法」 という。)第十一条

の四第三項の承認の申請は、 新農協法第十一条の七第四項の届出とみなす。

2 この 法律の施行前に行われ た前項に規定する共済規程の変更(同項に規定する申請が行われ たものを除

新農協法第十一条の七第四項の規定の適用については、 施行日に行われたものとみなす。

第四条 新農協法第十一条の九の規定は、 施行日以後に新農協法第十条第一 項第十号の事業を行う組合が受

け る共済契約 の申込み又は 施行日以後に締結される共済契約 (施行日前 に その申込みを受け たものを 除く

。) について適用する。

第五条 新農協法第十一条の十三の規定は、 施行日以後に開始する事業年度に係る同条の責任準備金の 積立

てについて適用し、 施行日前に開始した事業年度に係る旧農協法第十一条の五の責任準備金の積立てにつ

いては、なお従前の例による。

2 この法 律 の 施 行 の 際 現 に存する旧農協法第十一 条 の 五 の責任準備金及び前項 の規定により な お従 前 の例

に よることとされる場合における同条の準備金は、 新農協法第十一条の十三の責任準備金として積み立て

られたものとみなす。

第六条 新農 協法第十一 条の十四の規定は、 施行日以後に開始する事業年度に係る同条の支払備金の積立て

について適用する。

第七 条 新農協法第十一条の十五の規定は、 施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一 項 の 価格変動準

備金の積立てについて適用する。

2 この 法 律 の 施 行 の 際 現 に 新 農協. 法第十条第 一項第十号の事業を行う組合が、 新農協法第十一条の十五第

項 E 規 定する特定資 産 (同号の事業を行う農業協 同組合に あっ ては、 旧 農協法第十一 条 の 六 の 規 定 に ょ

り同号 の 事業に係るものとして区分された会計に属するものに限る。 の 新農協法第十 条 の 十五第二

項

に規定する売買等による損失の額が同項に規定する売買等による利益の額を超える場合にその差額 の てん

補 に充てるため の準備金を積 み立てている場合には、 当該準備金は、 同条第一 項 の 価 格变動 準備金として

積み立てられたものとみなす。

第 八条 新農 協 法第十一 条の十六の規定は、 施行日以後に開始する事業年度に係る同条第 項に規定する契

約者割戻しを行う場合について適用する。

第九条 こ の法律の施行の際現 に新農協 法第十条第一 項第十号の事業を行う組合が、 新農協法第十一 の 十

八 第 項 の 農林水産省令で定める共済契約 に 係る旧農 協法第十一 条 の 五 の 責任準備 金 の 金額に 対 応す Ś 財

をその 他 の財産と区別して経理するための特別の勘定を設けている場合には、 当該特別の勘 定は、 新農

産

協法第十一条の十八第一項の規定により設けた特別勘定とみなす。

第十条 新農協法第十一条の二十の規定は、この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を

行う組合については、 施行日から起算して三月を経過する日までの間は、 適用しない。

第十一条 新農協 法第十一条の二十一の規定は、 施行日以後に開始する事業年度に係る事 項に関する共済計

理人の職務について適用する。

第十二条 新農協法第十一条の四十五第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象

会社以外 の共済事業会社(新農協法第十一条の七第二項に規定する共済事業に相当する事業を行い、 又は

同項に規定する共済事業に相当する事業に従属し、 付随し、 若しくは関連する業務を営む会社をいう。 以

下この条及び次条にお いて同じ。 を子会社 (新農協法第十一条の二第二項に規定する子会社を いう。 以

下同じ。)としている新農協法第十一条の四十五第二項第一号又は第三号に掲げる農業協同組合の当該共

済事業会社については、 当該農業協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁

新農 協 法第九十八条第一項に規定する行政庁をいう。 以下同じ。)に届け出たときは、 施行日から起算

して一年を経過する日までの間は、適用しない。

前項 の農業協同組合は、 同項の届出に係る新農協法第十一条の四十五第一項に規定する子会社対象会社

以 外 の共済事業会社が子会社でなくなったとき又は共済事業会社以外の子会社となったときは、 遅滞 なく

、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十三条 新 農 協 法第十 条 の 四十六第 項 の規定は、 この法律の施行の際現に共済事業会社である国 内の

会 社 (同項に規定する国内の会社をいう。 の)議決権 (新農協法第十一条の二第二項に規定する議: 決 権 を

いう。 以下この条及び附則第十五条において同じ。) を合算してその基準議決権数 (新農協法第十一 条の

四十六第一項に規定する基準議決権数をいう。) を超えて有している新農協法第十一条の四十五第二項第

号若しくは第三号に掲げ る農業協同組合又はその子会社による当該国 内 この会社 の議決権 の 保 有 につ いて

は 当該農業協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政 次庁に届! け 出 「たとき: は

施行日から起算して一年を経過する日までの間は、 適用しない。 この場合において、 同日後は、 当 該 国内

の会社 の議決権の保有については、 当該農業協同組合又はその子会社が同日におい て新農協法第十一 条の

四十六第二項本文に規定する 事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取

得したものとみなして、同条の規定を適用する。

第十四条 新農協法第十一条の四十九第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象

会社については、 会社以外の会社を子会社としている新農協法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の当該 当該農業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁

に届 け出たときは、 施行日から起算して一年を経過する日までの間は、 適 用 しない。

2 前項 の農業協同組合連合会は、 同項 の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなったとき

は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

3 この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が認可対象会社

新 農 協法第十一条の四十九第四項に規定する認可対象会社をいう。 次項において同じ。)を子会社とし

て しし る場合には、 当 該 農業協同 同組合連合会は、 施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政

庁に届け出なければならない。

4 前項 の規定による届出をした農業協同組合連合会は、 当該届出に係る認可対象会社を子会社とすること

に こつき、 施行日におい て新農協法第十一条の四十九第四項の認可を受けたものとみなす。

第十五条 新農協法第十一条の五十第一項の規定は、 この法律の施行の際現に国内の会社 (同項に規定する

こ る日ま ら起算し 国内の会社をいう。) 会又はその子会社による当該国内の会社の議 当該農業協同組合連合会又はその子会社が同日において新農協法第十一条の五十第二項にお の条において同じ。 で の間は、 て三月を経過 適用しない。)を超えて有している新農協法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合 の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。 する日 ま この場合にお でにその旨を行政 **||決権||** ١J ζ 庁に届 の保有については、 同日後は、 け出 たときは、 当該国内 当該農業協同組合連合会が施 の 施行日から起算して一 会社 の 議決権 の保 有 につい 11 年を経 て準 行 ては 日か 用 過 す

準議 決 権 数を超えて取得 したものとみなして、 新農協法第十一条の五十の 規定 を適 用する

協法第十一条の四十六第二項本文に規定する事由により当該国内

る新農

第十六条 事 業年度の次の事業年度以後における組合員の脱退について適用し、 新農 協法第二十一条、 第二十三条第 丏 、 第二十四条及び第二十六条の規定は、 施行日の属する事業年度以前におけ 施 行日 の する

る

組合員の脱退については、

なお従前の

例による。

第十七条 せ行う農業協同組合を除く。 この 法 律 の 施 行の際 現 につい に新農 ては、 協法第十条第 新農協法第三十条第十二項及び第十三項の規定は 一項第十号の事業を行う組合 (同項第三号の 事業を併 施行日以

の会社の議決権を合算してそ

の基

後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第十八条 新農協法第三十六条の規定は、 施行日以後に開始する事業年度に係る監査報告書について適用し

施行[日前に開始し た事業年度に係る監査報告書については、 なお従前 の例による。

第十九条

この

3法律の

施

行

の際現

に存

する組合につい

ては、

新

農協法第三十七条の規定は、

施行日以

後

最初

に 招集される通常総会の終了 の時から適用し、 当該通常総会の終了前は、 なお従前 の 例 に よる。

第二十条 新農協法第五十条の三及び第六十五条の二の規定は、 施行日以後に締結される合併契約又は事業

譲 渡契約に係る合併又は信用事業の譲渡若しくは譲受けについて適用する。

第二十一条 新農 協法第五十一 条 第 項 の規定は、 施行日以後に開始する事業年度 に係る利益準備 金 の

て から適 用 لِ 施行日前 に開 始した事業年度に係る利! 益準 備 金の 積立てについ ては、 な お 従 前 の 例 に よる。

2 この法律の施行の際現に存する組合については、 新農協法第五十一条第二項の規定は、 施行日以後 最初

に 招集される通常総会の終了の時から適用し、 当該通常総会の終了前は、 なお従前 の例 による。

第二十二条 この 法律 の 施 行 の 際現に存する組合 (新農協法第十条第 一項第三号の事業を行うも のを除く。

については、 新農協法第五十四条の二の規定は、 施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書につ

積立

いて適用する。

この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合については、 新農協法

第五十四条の三第一項から第三項までの規定は、 施行日以後に開始する事業年度に係る説明書 類 につ 11

適 一用し、 施行日以前に開始した事業年度に係る説明書類については、 なお従前 の例による。

の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針(次項において「基本方針」という。)を定め、これ

この法律の施行前においても、

新農協法第七十三条の二十三の二

を公表することができる。

第二十四条

全国農業協同組合中央会は、

2 前項 の規定により定められた基本方針は、 施行日において新農協法第七十三条の二十三の二の規定によ

り定められ たものとみ なす。

農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 第二条の規定による改正後の農業信用保証保険法第四十二条の規定は、 施行日以後最初に招集

される通常総会の終了の時から適用し、 当該通常総会の終了前は、 なお従前の例による。

罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政 令

で定める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十八条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「第十条第二十項ただし書」 を「第十条第二十六項ただし書」 に改める。

第二十七条第 一項中「第十 一条の四第一 項 を「第十一 条の七第一項」 に改め、 同条第二項中「第十一

条の四第三項」を「第十一条の七第三項」に改める。

第二十七条の二中「第十一条の四第一項」を「第十一条の七第一項」に、 「第十一条の四第三項」を「

第十一条の七第三項」に改める。

第二十八条の二第一 項第二号中「第十一条 の四第 項 を「第十一条の七第一項」 に改め、 同 項第三号

中「若しくは第三項」 を削り、 同条第二項中「第十一条の四第二項」を「第十一条の七第二項」 に改める。

第二十八条の三第二項中「第十一条の五」を「第十一条の十三」に改める。

第三十条中「保険会社」の下に「又は農業協同組合等」を、「責任保険」の下に「又は責任共済」 を 加

える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第十二号中「第十一条の十四」を「第十一条の二十九」に改める。

第五十七条の五第一項第四号中「第十一条の五」を「第十一条の十三」に改める。

第六十五条の四第一 項第十二号中「第十一条の十四」 を「第十一条の二十九」に改める。

第六十八条の五十五第一項第三号中「第十一条の五」 を「第十一条の十三」に改める。

(法人税法の一部改正)

第三十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項第三号イ及び附則第二十条第二項第三号ロ中「第十一条の五」 を「第十一条の十三」

に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十一条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「 第五十条の二第六項及び第五十条の三第四項」を「第五十条の二第四項及び第五

十条の四第四項」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第三十二条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改

正する。

第三十八条第二項第六号中「最低限度)」の下に「、第十一条の八第一号(共済事業に係る経営の健全

性の基準)」を加える。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

第三十三条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号)の一部を次のように改正す

る。

第十二条第一項第三号中「第八条第二号」を「第八条第一項第二号」 に改め、 同項第四号中「第八条第

三号」を「第八条第一項第三号」に改める。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三十四条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)の一部を次

のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除